MIKURA.SR-OFFICE MONTHY REPORT

# M-KU-RE-PO

2021.01

③ 労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドをレポートします

# 【特集】 同一労働同一賃金の最高裁判決①

昨年10月。正規と非正規の労働者の待遇格差をめぐって争われていた裁判で、立て続けに最高裁の判決がでました。

昨年4月よりパートタイム有期雇用労働法が大企業に施行され、今年の4月からは中小企業にも適用されます。

3回シリーズの連載で各判例の内容と実務上のポイントを分析します。

## 第1回 大阪医科薬科大学事件

#### 裁判の要旨と経緯

アルバイトの有期労働契約職員が、同じ大学に勤務する無期契約職員との各労働条件について格差解消を訴えた裁判。

一審では大学側の主張が通り、二審では一 部労働者側の主張が認められました。



#### 最高裁の判断: 赤字部分を判決



項目	判定	備考
基本給	0	高裁判決
賞与	0	
年末年始有給休暇	0	高裁判決
有給日数	0	高裁判決
夏季特別有給休暇	×	高裁判決
私傷病有給休暇	0	
医療補助措置	0	高裁判決

〇:不合理ではない ×:不合理

# **!** ここがポイント

最高裁では、賞与と業務外の休職中の賃金支給について判決を示しました。 「不合理とはいえない」と判断した 根拠は、それぞれの"**支給目的"**でした。

#### 【賞与】

正職員としての職務を遂行できる人材 の確保と定着

#### 【 私傷病有給休暇 】

長期就労(が期待される)正職員の生活保障と雇用の維持・確保

# 労務Room Q & A

今回の最高裁判決によって、パートタイマーやアルバイト従業員には賞与を支給しなくても良いということですか?

確かに今回の判決では、アルバイト社員に賞与を支給していなかったことは「不合理とはいえない」とされました。しかし、すべてのケースで賞与の不支給が認められたわけではありません。あくまで個別の事案ごとに判断されるもので、自社の状況と今回の判決を比較検証する必要があります。

# 【知るも、知らぬも】 ~ 今月のトピックス~

## 新誌面のご紹介

あめましておめでとございます。本年もよろしくお願い申し上げます。 新春にちなんで、今月より事務所ニュースの紙面を一新いたしました。

「MIKURA.SR-OFFICE MONTHRY REPORT(略して"**MI・KU・RE・PO-みくれぽ**-")」と題して、 従来の事務所ニュースのスタイルを守りながら、新たな紙面の試みにも取り組んでいきます。 今月号は、初回ということで各パートのご紹介です。

- 【特集】:本誌のメイン記事になります。法改正情報や労務管理のホットな話題を採りあげます
- 【ここがポイント】: 「特集」について"ここだけはお伝えしたい"ポイントをピックアップします
- 【労務Room Q&A】: 「特集」のテーマについてFAQを掲載します
- 【知るも、知らぬも】:事務所の活動情報や労務に関するコラム、雑感などをお届けします
- 【**魚くん探知記**】:「さかな」にまつわるエトセトラ。字画を味覚に変換します
- 【一劇必撮】:四季折々の写真を掲載します

変わらぬご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

# 【 一 劇 必 撮 】 ~ 今月の一枚 ~



成田山新勝寺(2021年1月1日)

#### (本) 【 魚くん探知記 】 ~ 今月の一尾 ~

## 鯛: タイ

鯛は「海の王様」。その名に恥じず祝膳には 欠かせない「御めで<mark>たい</mark>」魚です。

刺身、煮付、塩焼き、茶漬、鯛めし、と食べ 方も豊富で中華や洋食もOK。まさに王者の貫禄。

魚へんに「周」と書くのは、古代中国では、 周の字が扁平(ひらたい)を意味するところか ら来ているといわれています。

昔、天然の真鯛を一度だけ食べた記憶があるのですが、「食べた」記憶だけが残っていて、どんな味だったかは、その後に食べた養殖真鯛の味覚に上書きされて

あ~もっタイない!



## 発 行

しまいました。

## みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階 TEL: 03-3370-3733 FAX: 03-3370-3733

URL: mikura@mikura-sr.com

Mail: http://www.mikura-sr.com

#### 個人情報の保護に敏感です



S R P II 認証事務所



SECURITY ACTION 自己宣言者